

# 土対法 業務品質管理等に関する ガイドライン（改訂版）の公表について



環境省は、平成 23 年 9 月 29 日に、「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）」について公表しました。これは、平成 22 年 4 月 1 日に土壌汚染対策法の一部が改正されたことを受けて見直されたものです。このガイドラインの概要は以下の通りです。

第一編 情報開示に関するガイドライン

第二編 業務品質管理に関するガイドライン

第1章 業務品質管理方針と業務品質管理体制

第2章 個別サイト調査に関する取組

第3章 指定調査機関としての日常的な取組

第4章 業務品質管理に関する取組の内部チェック

（編末資料その1）業務品質管理を円滑かつ確実にを行うための確認リスト及び作成文書・管理帳票類

（編末資料その2）土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制

（編末資料その3）ボーリング時の汚染拡散防止について  
チェックリスト

ガイドラインは、環境省のホームページから全文をダウンロードすることが可能となっています。  
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）：  
<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年9月29日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸